

横須賀市母子父子家庭 高等職業訓練促進給付金等事業

1. 内容 ※ 給付金を受けるには、必ず事前相談（完全予約制）が必要です。

対象となる資格を習得するために、修学される方へ、修学される期間の生活費軽減のための給付を行います。なお、すでに学校に通われている場合でも、要件を満たせば対象となる場合があります。

また、通信課程の場合も給付対象になりますが、昼間にお仕事されていることが前提です。就業条件がございますので、お問い合わせください。

2. 対象資格

6か月以上修学する講座が対象です。

例	看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・歯科衛生士・理美容師 社会福祉士・製菓衛生師・調理師・ その他横須賀市内での就職に結びつく資格
---	---

3. 支給額・支給期間

【高等職業訓練促進給付金】

世帯区分*1	支給額	支給期間
非課税	月額 100,000円*2	修学期間に相当する期間*3
課税	月額 70,500円*2	

【特定高等職業訓練促進給付金*4（看護師・保育士・介護福祉士のみ対象）】

世帯区分*1	支給額	支給期間
扶養児童2人以下	月額 30,000円*5	修学期間に相当する期間*3
扶養児童3人以上	月額 50,000円*5	

【高等職業訓練修了支援給付金】

世帯区分*1	支給額	支給期間
非課税	50,000円	修了後に支給
課税	25,000円	

*1 申請者及びその同一世帯に属する方（民法第877条第1項に定める扶養義務者で生計が同じ方を含む）の市民税が非課税か課税かによって分けられます。

世帯の全員が非課税でないと、非課税の対象にはならないので、ご注意ください。

*2 修学の最終12か月は月額4万円を増額して支給します。

*3 取得する資格によって、修学期間に相当する期間は変わります。上限は4年間（48月）です。

*4 神奈川県独自の制度で、高等職業訓練促進給付金に上乗せして支給します。

*5 支給期間中に扶養児童の人数が変わった場合は、支給額を変更します。

4. 対象者

横須賀市内に居住する20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母または父子家庭の父で、次のいずれも満たす方

① 所得（就労等による所得の額＋養育費の80％）が児童扶養手当の所得制限限度額未満であること

※ 所得から差し引ける諸控除は児童扶養手当と同じです。

② 過去に訓練促進給付金等を受給していないこと

③ 養成機関において6か月以上のカリキュラムを修業し、対象資格を取得しようとしていること

④ 就業又は育児と修学の両立が困難であると認められる者であること

教育訓練促進給付金と趣旨を同じくする給付（求職者支援制度における職業訓練受講給付金や雇用保険法第24条に定める訓練延長給付及び雇用保険法附則第11条の2に定める教育訓練支援給付金等）を受けている場合は、対象になりません。

5. 手続きの流れ

※ 事前相談の際には、必ずこども給付課（046-822-0133）に連絡してからご来庁ください。

受講前に必ずこども給付課の窓口にご相談ください。（要事前予約）
提出書類はすべて用意しなくてもかまいません。

〔持ち物・提出書類〕

- ① 高等職業訓練促進給付金等 事前相談申込書
- ② 高等職業訓練促進給付金等 生活歴等申告書
- ③ 児童扶養手当証書

※ お持ちでない場合は、世帯全員の戸籍全部事項証明書が必要です。

- ④ 養成機関の入学案内パンフレット
- ⑤ 養成機関の合格通知書
- ⑥ ハローワークの要件回答書
- ⑦ 本人名義の金融機関の口座情報

通学開始

支給申請

〔提出書類〕

- ① 高等職業訓練給付金等支給対象申請書
- ② 学生証（学生証に在籍期間の記載がない場合は、在籍を証明する書類が必要です。）

※ 申請月からの支給となり、さかのぼりの支給はしませんので、ご注意ください。

支給決定通知の送付

こども給付課から決定通知をお送りします。

実習など諸事情によって、締切よりも提出が遅くなった場合、追ってご提出いただければ、支給いたします。

出席状況確認書の提出

〔提出書類〕

出席状況確認書

学校の証明印が押された「出席状況確認書」をご提出ください。

例：4月入学、4月に申請

⇒ 4～7月分の出席状況確認書を、7月下旬までに提出

⇒ 8月下旬に4～7月分を指定の口座へ振込

振込月：8月（4月～7月分）

12月（8月～11月分）

4月（12月～3月分）

修業期間が1年未満の場合は、最終振込月が変更になる場合があります。

進級（毎年）

養成機関の長が証明する単位取得証明書等

※ 留年など単位の取得が進んでいない場合は、支給を停止する場合があります。

卒業

修了支援給付金を申請いただきます。（卒業日から起算して30日以内）

〔提出書類〕

- ① 高等職業訓練促進給付金等支給申請書（修了支援給付金）
- ② 出席状況確認書
- ③ 卒業証書又は卒業証明書

6. よくあるご質問

Q. 神奈川県看護師等修学資金貸付と、併用はできますか？

A. 修学資金の貸付を受けても、なお給付が必要であれば可能です。事前にこども給付課で、生活の状況をお聞き取りします。

Q. 児童扶養手当が支給停止となっていますが、対象となりますか？

A. 対象となる所得については、本人所得で児童扶養手当支給水準であれば、扶養義務者の所得超過等で児童扶養手当支給停止となっている場合でも、受給可能です。

支給額は、市民税課税世帯・非課税世帯で金額が異なるため、世帯全員の収入を把握いたします。同居親なども含め、世帯全員が非課税であれば、非課税世帯の区分となりますが、おひとりでも課税の方がいれば、ご本人の収入が非課税でも、課税の区分となります。

Q. 生活保護を受給している場合は、対象となりますか？

A. 保護費の決定に影響があるため、必ず生活保護の担当に相談し、確認をしてください。

Q. 給付金を受給している間にこどもが20歳になりますが、対象となりますか？

A. お子さんが20歳になる月までを対象に、支給をすることが可能です。

Q. 雇用保険の失業給付と、併用はできますか？

A. 失業給付を受けても、なお給付が必要であれば可能です。事前にこども給付課で、事前確認票で生活の状況をお聞き取りします。

ただし、雇用保険の制度で、職業訓練の期間に失業給付を延長して支給する「訓練延長給付」については、本給付金と同じ趣旨の給付であるため、併用ができませんので、ご注意ください。

<参考> 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金の受給者に対して、入学準備金及び就職準備金の貸付をします。資格取得した日から1年以内に就職し、取得した資格が必要な業務に5年間継続して従事した場合は返還を免除します。

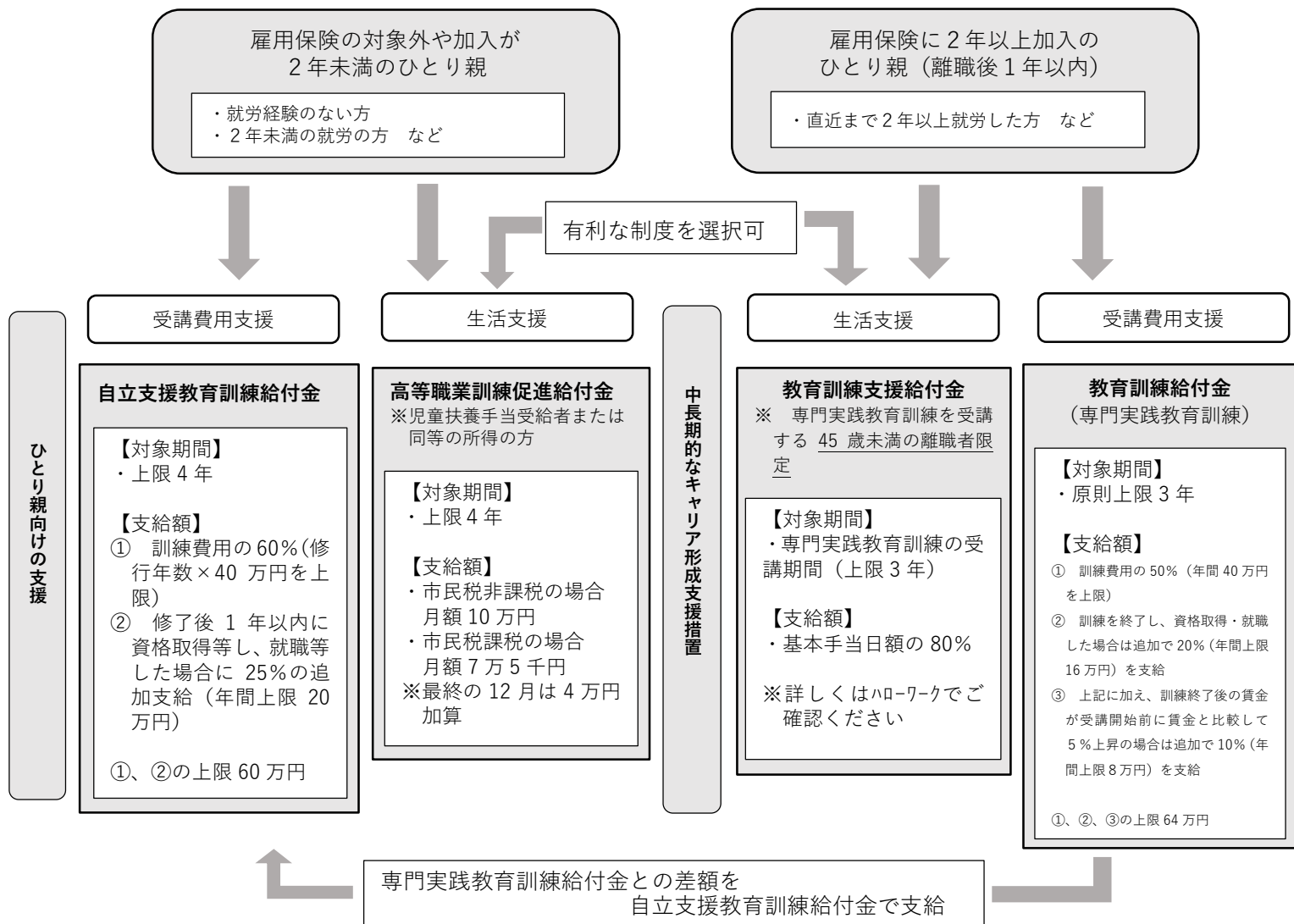
※ 専門実践給付金の対象講座、自立支援給付金の対象講座となっている場合は、入学準備金は利用できません。

<貸付額> 入学準備金：50万円以内 就職準備金：20万円以内

<連絡先> 神奈川県社会福祉協議会 福祉サービス推進部 045-311-8753

詳細は、「神奈川県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付の手引き」をご覧ください。

<参考> 資格取得に関する各種給付金について



(注1) 専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金を2回目以降に受ける場合は、3年の被保険者期間が必要です。

(注2) 雇用保険に加入していた者については、失業給付を受けられる場合があります。

(注3) このほか、働いていない方については、公共職業訓練や求職者支援制度を受けられる場合があります。

本給付金と併給できないものもありますので、申請前に必ずハローワークへご確認ください。

●**専門実践教育訓練**：雇用保険の被保険者又は被保険者だった方で、一定条件を満たす方が対象です。

※ 対象となる学校は、厚生労働省によって定められています。

☆ 給付金（教育訓練にかかる授業料相当の経費を支給）⇒本給付金と併給可

☆ 支援給付金（訓練期間中の生活費相当を支給）⇒本給付金と併給不可

●**求職者支援制度**：雇用保険を受給できない方で、特定求職者に該当する方が対象です。

☆ 「求職者支援訓練」又は「公共職業訓練」を原則無料で受講

☆ 職業訓練受講給付金（訓練期間中の生活費相当を支給）⇒本給付金と併給不可

横須賀市母子父子家庭 高等職業訓練促進給付金等事業に関しては、以下にお問い合わせください。

横須賀市子ども給付課 ひとり親自立支援係

電話046-822-0133 / FAX046-821-0424